

四日市市水沢町市有林管理補助員及び巡視員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 7 号

四日市市水沢町市有林管理補助員及び巡視員設置規則の一部を改正する規則  
四日市市水沢町市有林管理補助員及び巡視員設置規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委嘱及び解職) 第 4 条 (略) 2 (略)	(委嘱及び解職) 第 4 条 (略) 2 (略) <u>3 補助員及び巡視員は、前項各号の規定にかかわらず、75 歳を過ぎた最初の 4 月 3 0 日をもって解職となるものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財政経営部管財課)